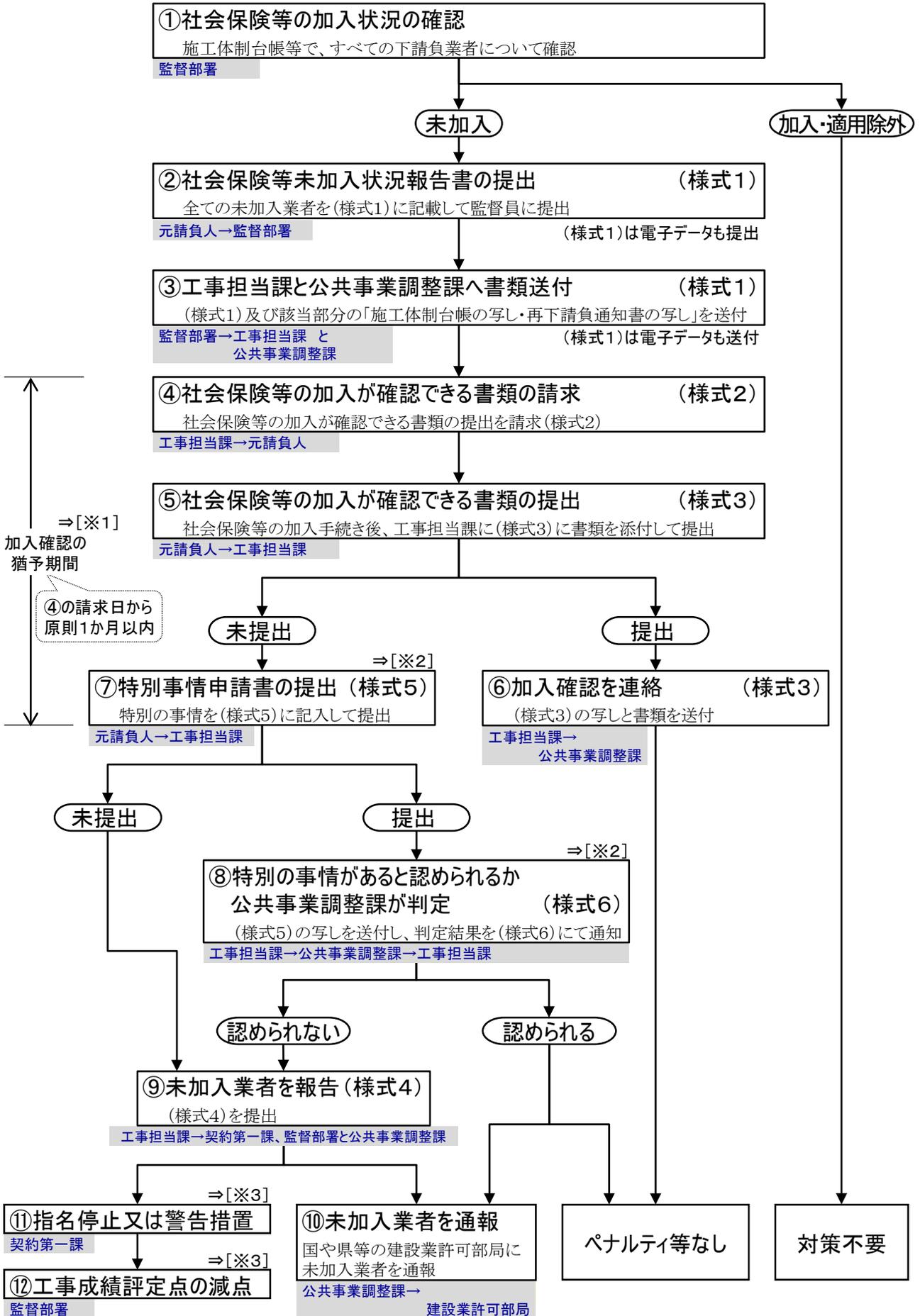


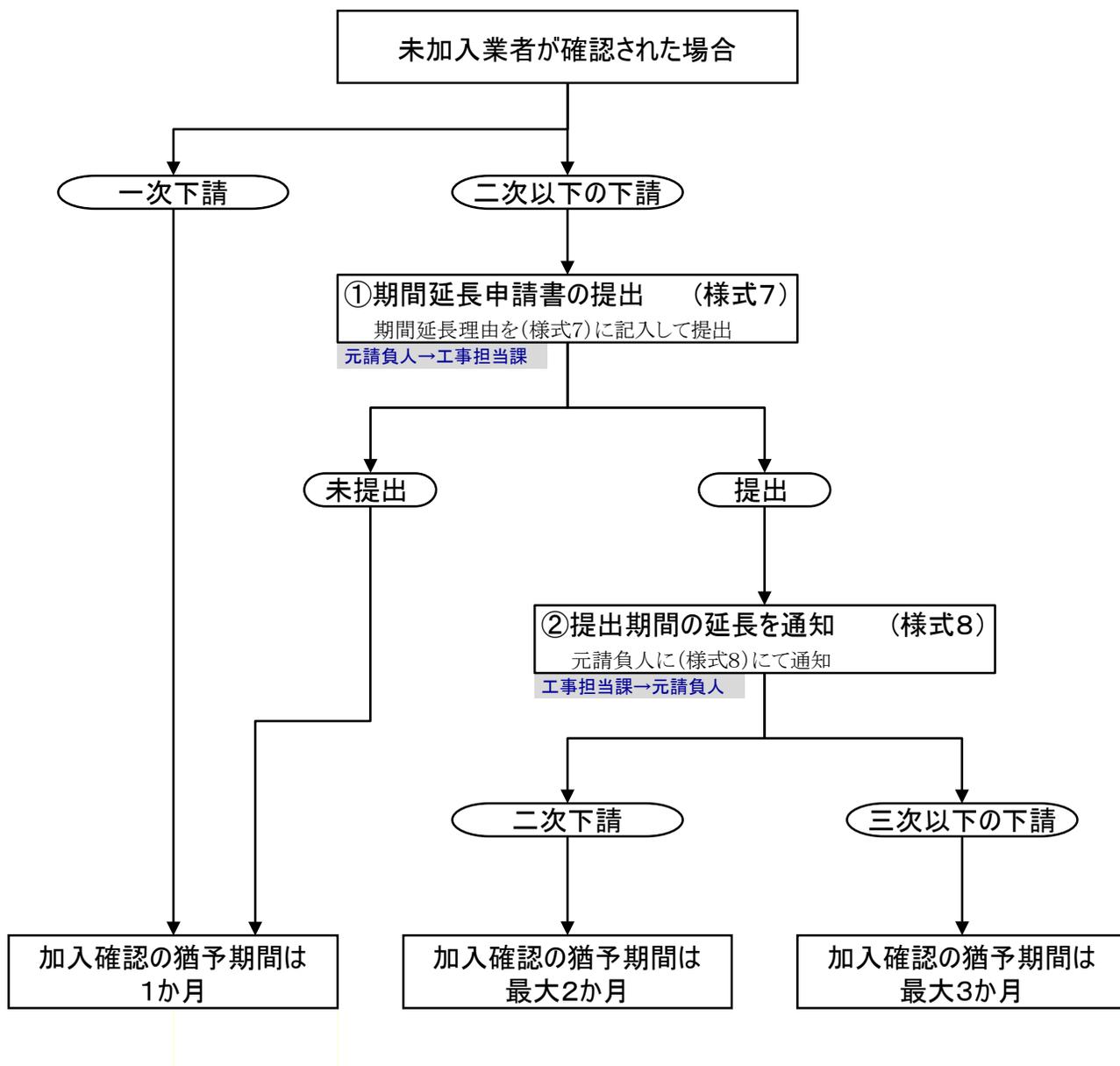
社会保険等加入促進対策に係る手続きのフロー図



社会保険等加入促進対策に係る手続きのフロー図 [※1]

【提出期間の延長】

加入確認の猶予期間は原則1か月以内だが、請負人が当該下請人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、二次下請負人の場合は最大2か月、三次以下の下請負人の場合は最大3か月に延長することができる。



社会保険等加入促進対策に係る手続きのフロー図 [※2]

【特別の事情】

特別の事情があると発注者が認める場合は、未加入業者を下請負人とすることができる。

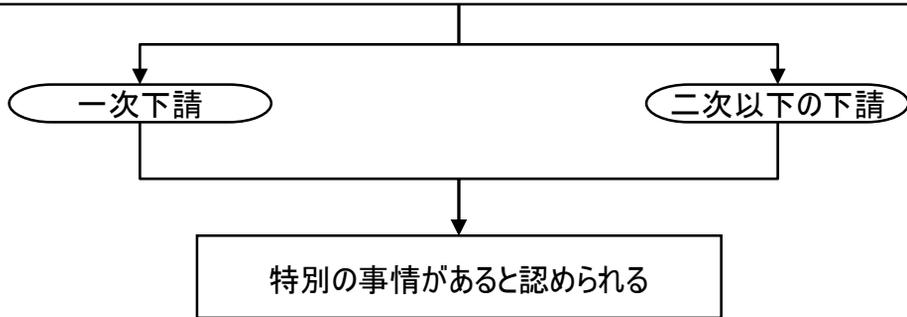
特別の事情がある場合、元請負人は、「特別事情申請書」を工事担当課に提出する。

特別の事情と認められるか否かは、財政局公共事業調整課が判断する。

特別の事情として考えられるケース

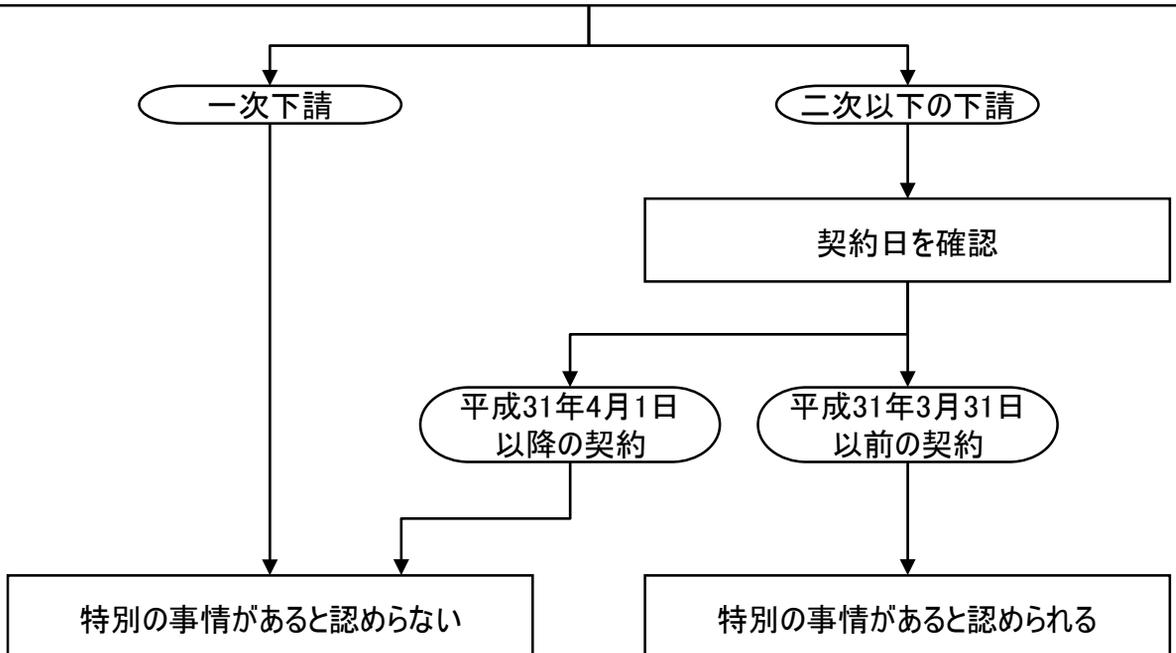
ケース(1)

○災害等による応急復旧工事や、特殊な技術、機器・設備等を有する業者と下請契約しなければ目的を達することができない場合



ケース(2)

○元請負人が書面等により、未加入業者である下請負人に適切に加入指導を行ったにもかかわらず、加入しなかった場合



社会保険等加入促進対策に係る手続きのフロー図 [※3]

【指名停止又は警告措置】

未加入業者が一次下請負人であれば1か月の指名停止措置を、二次以下の下請負人であれば書面による警告を、元請負人に対して行う。

